

「第三期電子調達システムの運用業務の請負」調達仕様書（案） 意見回答

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	デジタル庁回答（修正後）	仕様書修正等の有無
0	3	20	(1) 運用プロジェクト実施計画の策定	受注事業者が策定する運用プロジェクト実施計画ですが、移行2段階目を含む認識でよろしいでしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解するため。	ご認識のとおり、受注事業者が策定する運用プロジェクト実施計画は移行2段階目まで含みます。	無
1	2	48	(ア) 利用者支援 a. 官側・民側利用者研修支援	官側研修は「原則集合研修にて実施すること。」と記載がありますが、オンラインを交えた研修を実施することは可能でしょうか。	研修実施方針について検討を行うため。	ご認識のとおり、官側研修は「原則集合研修にて実施すること。」としていますが、オンラインを交えた研修を実施することは可能です。 上記に伴い、現行仕様書「第4.1.(3)イ.(ア)a.表4-3官側研修・民側講習会の実施内容 項番6」を以下のとおり修正致します。 「原則集合研修にて実施すること。」 ↓ 「 <u>集合研修を基本として実施することとするが、主管課の承諾を得てオンラインによる研修を可とする。</u> ・集合研修の場合は、特になし（研修室、機材及びインターネット回線等必要なものは主管課が用意）。 ・オンライン研修の場合は、開催が必要となる会議システムや配信会場、配信機器等を準備すること。 ・実施方法については、主管課と調整のうえ最終決定すること。」	有
2	3	49	(ア) 利用者支援 b. FAQ、ユーザマニュアルの整備並びに掲載	FAQ、ユーザマニュアルの整備に関する指針やルールなどはありますか。	ユーザマニュアルの作成手順を把握したいため。	FAQ、ユーザマニュアルの整備に関する指針やルールについては、別途調達される「第二期調達ポータルにおけるコンテンツ配置の最適化及び外部システム連携対応の請負」にて作成される「FAQ、操作説明書の整備及びポータルサイトの更新にあたっての指針（仮）」に記載されています。 上記に伴い、現行仕様書「第4.1.(3)イ.(ア)b.(a)」を以下のとおり修正致します。 「利用者からの問合せ内容を分析し、必要に応じてFAQ、ユーザマニュアルの改訂案を作成すること。また、主管課において確認したコンテンツの掲載を行うこと。」 ↓ 「利用者からの問合せ内容を分析し、必要に応じてFAQ、ユーザマニュアルの改訂案を作成すること。また、主管課において確認したコンテンツの掲載を行うこと。なお、FAQ、ユーザマニュアルの整備に当たっては、別途調達される「第二期調達ポータルにおけるコンテンツ配置の最適化及び外部システム連携対応の請負」にて作成される「FAQ、操作説明書の整備及びポータルサイトの更新にあたっての指針（仮）」に従い実施すること。」	有

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	デジタル庁回答（修正後）	仕様書修正等の有無
3	3	85	ク. インボイス関連作業	インボイス対応が必要な他政府システムとは、具体的にどのようなシステムでしょうか。もしくは何システムほどありますでしょうか。	工数の算出において、必要な調整業務量を正確に理解するため。	ご認識のとおり、本システムの他に、国土交通省の「電子契約システム」、防衛装備庁の「防衛調達システム」については、インボイス制度に対応予定です。 上記に伴い、現行仕様書「第4.2.（3）ク.（ア）」を以下のとおり修正致します。 「契約に際しては、主管課及びデジタルインボイス対応が必要な他政府システム事業者、インボイス機能追加事業者と調整の上実施すること。」 ↓ 「契約に際しては、主管課及びデジタルインボイス対応が必要な国土交通省の「電子契約システム」、防衛装備庁の「防衛調達システム」等の他政府システム事業者、インボイス機能追加事業者と調整の上実施すること。」	有
4	3	85	ク. インボイス関連作業	令和5年10月のインボイス制度開始にあわせて電子調達システムについてもインボイス対応が開始される理解でよろしいでしょうか。	見積の算出において、電子調達システムにおける制度対応開始時期を正確に理解するため。	ご認識のとおり、令和5年10月のインボイス制度開始にあわせて本システムについても、デジタルインボイス対応が開始されます。 上記に伴い、現行仕様書「第4.2.（3）ク.（ア）」を以下のとおり修正致します。 「令和5年10月のインボイス制度開始に伴い、本システムとアクセスポイント事業者との連携/契約が必要となる。」 ↓ 「令和5年10月のインボイス制度開始に合わせて本システムはデジタルインボイス対応を開始するが、開始に伴い本システムとアクセスポイント事業者との連携/契約が必要となる。」	有
5	3	92	(4) システム管理室のネットワーク要件	運用業務を実施する中で、システム管理室のネットワーク要件について意識しておくべき範囲は仕様書の通りでよろしいでしょうか。	工数の算出において、対象業務を正確に理解するため。	システム管理室のネットワークについては、「第4.3.（4）」に記載のとおり、GSSへの接続を行うためファイアウォールを設置・導入し、ファイアウォールより出力されるログを蓄積、分析する想定です。 上記を明確にするため、現行仕様書「第4.1.（7）表4-13 ログ管理対象一覧」へ項番11として以下を追記致します。 <u>ログ種別：ファイアウォールログ、記録情報：不正アクセス等の通知記録、備考：ファイアウォールのログ</u> また、「第4.1.（3）イ.（イ）f.」を以下のとおり修正致します。 「不正が疑われるような場合は、速やかにセキュリティに係るログの点検・分析を実施し、結果を主管課に報告すること。」 ↓ 「不正が疑われるような場合は、速やかにセキュリティに係るログの点検・分析を実施し、結果を主管課に報告すること。なお、「表4-13 ログ管理対象一覧」の項番11のファイアウォールログにおける保管の方法、容量及び点検・分析の頻度等の詳細については、あらかじめ受注者が提案を行った上で、受注後に主管課と協議の上運用を検討及び実施すること。」	有

項番	種類 (注1)	頁数	該当箇所	意見又は質問の内容	理由	デジタル庁回答（修正後）	仕様書修正等の有無
6	3	111	(1) 公的な資格や認証等の取得	資格や認証等は、再委託先にも必要になるものでしょうか。	再委託先について検討するため。	ご認識のとおり、再委託先についても仕様書に記載した公的な資格や認証等の要件を満たす必要があります。 詳細は、項番8に対する回答をご参照ください。	無
7	3	111	(1) 公的な資格や認証等の取得	項番7が弊社の認識通りであった場合、各再委託先についても①～③の要件すべてを満たす必要がありますでしょうか。 なお、ヘルプデスク業務を委託する場合は業務の特性上、ISO9001等は不要と考えております。	再委託先について検討するため。	ご認識のとおり、本調達に関する再委託を実施する場合、本システムの運用・保守に係る業務の委託先は①②③の要件全てを、その他のヘルプデスク業務等に係る委託先は②③の要件を満たす必要があります（受注者は①②③の要件全てを満たす必要があります。）。 ご意見を踏まえ、現行仕様書「第8.1.（1）」を以下のとおり修正致します（赤字の記載を追記）。 「①（財）日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001の認証又はこれと同等の品質システムを有していること。加えて、当該組織・部門が、その品質システムに基づき作業管理を実施すること。 ② 氏名、住所、連絡先電話番号、就業場所又はこれに類する個人情報その他の取扱基準及び推進機関を確立していることを明確にすること。プライバシーマーク使用許諾を取得している場合、これを証明できること。 ③ 本システムにかかわる要員の所属する担当部署や事業所は、ISMS（Information Security Management System）、ISO/IEC27001、ISO/IEC17799又はこれに類する情報セキュリティ管理体系を確立していることを明確にすること。なお、これに類する情報セキュリティ管理体系により運用を行っている場合は、その運用規定に係る文書及びISMS等と対比した説明資料等を証明書として提示すること。」 ↓ 「受注者は、以下の①、②及び③の要件すべてを満たすこと。また、本調達に関する再委託を実施する場合、本システムの運用・保守に係る業務の委託先は①、②及び③の要件すべてを、その他のヘルプデスク業務等に係る委託先は②及び③の要件を満たすこと。 ①（財）日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001の認証（以下、①②③の記載）」	有
8	3	111	(1) 公的な資格や認証等の取得	要件①では「ISO9001の認証又はこれと同等の品質システムを有していること。」とありますが、本役務において、ISO9001認証の同等の品質システム認証としてISO20000は認められますでしょうか。	再委託先について検討するため。	ISO20000は品質マネジメントシステムに関する規格ではありませんが、本システムの運用・保守に係る業務にて必要となるITサービスマネジメントシステムの資格としてISO20000は認められます。 ご意見を踏まえ、現行仕様書「第8.1.（1）」を以下のとおり修正致します。 「①（財）日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001の認証又はこれと同等の品質システムを有していること。加えて、当該組織・部門が、その品質システムに基づき作業管理を実施すること。」 ↓ 「①（財）日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001若しくはISO20000の認証又はこれと同等の品質システム若しくはITマネジメントシステムを有していること。加えて、当該組織・部門が、その品質システムに基づき作業管理を実施すること。」	有

(注1) 種類欄には、次から選択した番号を記載のこと。
(1. 意見 2. 要望 3. 確認・質問 4. その他)